

第二管区海上保安本部公示第42号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和4年12月21日

第二管区海上保安本部長

宮本伸二（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

三八地方水産事務所長

青森県八戸市大字河原木字北沼1-131

2 水路測量を実施する区域及び期間

イ 区域 百石漁港（付図に示すとおり）

ロ 期間 令和5年 1月10日から

令和5年 2月28日までの内3日間

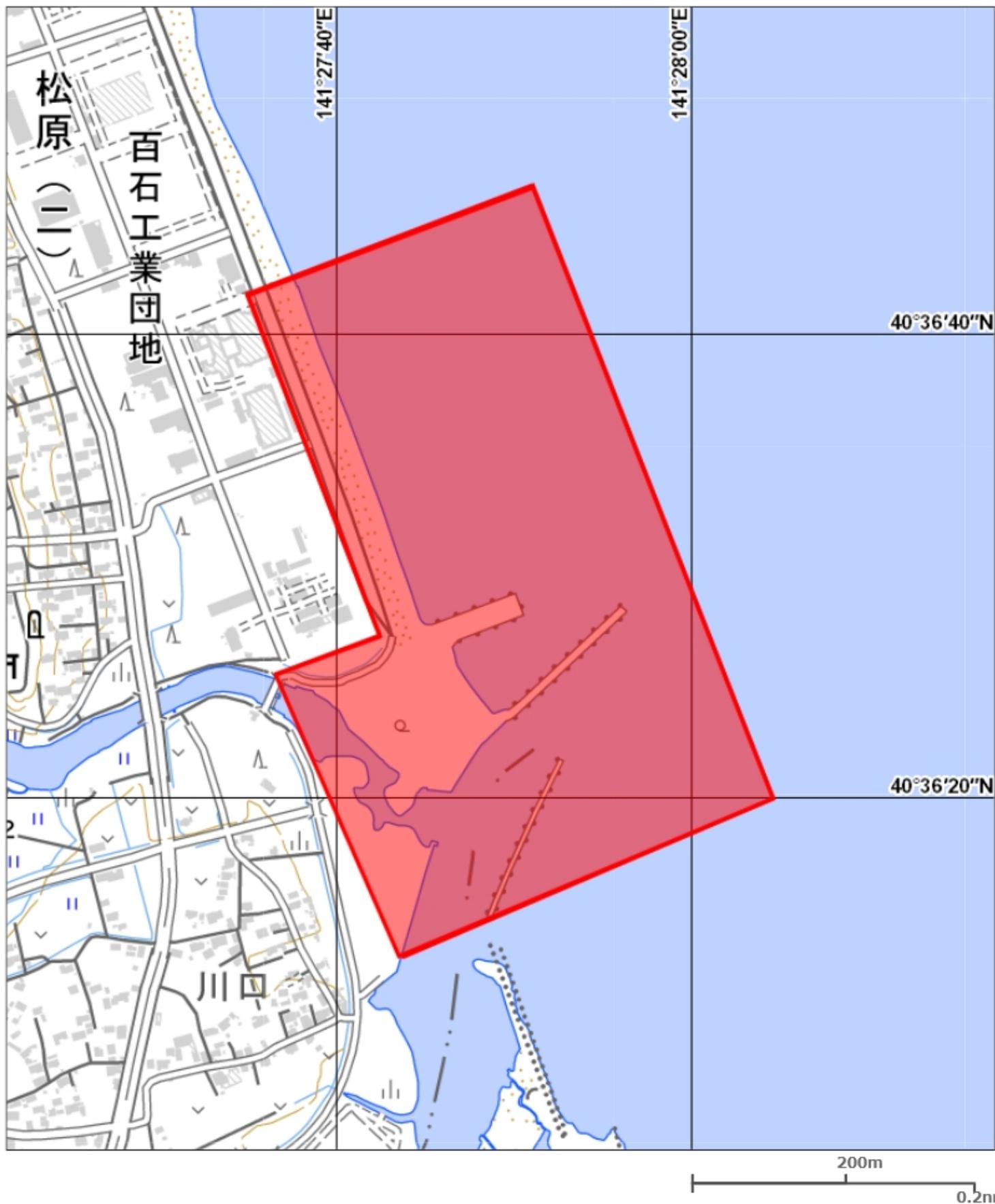
3 水路測量の実施方法

GPSによる測位及び音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

測量船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚

# 調査区域 (百石漁港)



経緯度線